

## 指定介護予防訪問介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人いちえ福祉会が開設する指定介護予防訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定介護予防訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当っては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 名 称 | ヘルパーステーション いちごの家・上物部 |
| 所在地 | 兵庫県洲本市上物部9 5 1 番地 1  |

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

|           |                                                                                                   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管 理 者     | 1 名<br>管理者は、事業所の従業者の管理をする。                                                                        |
| サービス提供責任者 | 1 名以上<br>サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。そして自らも訪問介護の提供に当るものとする。 |
| 訪問介護員等    | 2. 5 名以上<br>訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当る                                                                  |

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。12月30日から1月3日までを除く。但し、  
実働介護は365日とする。

営業時間 午前8時から午後6時の介護体制とする。事務的な申込み時間は午前9  
時から午後6時までとする。但し、事務所電話にて24時間常時連絡可能  
な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、指定介護予防訪問介護を利用し  
た場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防  
訪問介護が法定代理受領サービスである時はその1割又は2割又は3割の額とする。

(厚生大臣が定める基準「介護報酬告示」は事業所の見やすい場所に掲示する)

1. 身体介護（食事介助・入浴介助・排泄介助等）
2. 生活援助（掃除・洗濯・買い物等）

(交通費について)

第7条 淡路島内は全域無料とし、島外の場合は実費を徴収するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生  
じた時は速やかに主治医に連絡する等の処置を講じるとともに、管理者に報告しな  
ければならない。

(通常事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は洲本市・淡路市・南あわじ市とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 介護予防訪問介護事業所は、訪問介護員等の質の向上を図るためいちえ福祉会関  
連施設で、採用後1ヶ月間研修を行うものとする。

利用者からの相談を受ける場所はいちごの家・上物部とする。

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。従業者であつ

た者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(感染症対策の強化)

第 11 条 新型コロナウイルス感染症対策含む、他感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みを強化するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する等の措置を講ずるものとする。

(業務継続に向けた取り組みの強化)

第 12 条 感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要な介護サービスが安定的、継続的に提供できるよう業務継続計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等の措置を講ずるものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第 13 条 適切なサービス提供を確保する観点から、現場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動とあって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第 14 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、虐待防止委員会を定期的開催、虐待防止のための指針を整備、定期的な研修の実施、適切に実施するための担当者を設置する等の措置を講ずるものとする。

付則

この運営規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する

この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和 7 年 10 月 10 日から施行する。